

神山幼稚園の園児減少に伴う統廃合方針について

幼児教育・保育無償化の影響により園児数の減少が著しく、教育委員会定例会や統廃合に関する庁内調整会議等において協議を重ねた結果、上記方針を定めました。今後市議会において、関係条例の改正等を提案する予定です。

1. 統廃合方針

- (1) 神山幼稚園は、来年度の園児募集を行わず、今年度末をもって閉園する。
- (2) 神山保育所と神山幼稚園を統合し、神山保育所を、来年度から認定こども園に移行する。
- (3) 認定こども園（神山保育所）は、来年度から保育所認定の子どもに加え、幼稚園認定の子どもについても受け入れる。
- (4) 認定こども園（神山保育所）と保内幼稚園で受け入れる幼稚園認定の子どもは、これまで4歳～5歳であった対象年齢を、来年度から3歳～5歳に拡充する。

2. 施設の概要

	幼稚園	保育所	認定こども園
管轄	文部科学省	厚生労働省	内閣府・文部科学省・厚生労働省
目的	幼児を教育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること (学校教育法第22条)	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児又は幼児を保育すること (児童福祉法第39条)	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
対象	3～5歳 満3歳から小学校就学前の始期に達するまでの幼児 (1号認定)	0～5歳 保育を必要とする乳児・幼児 (2号認定 3～5歳) (3号認定 0～2歳)	0～5歳 保育を必要とする子もしい子も受け入れる(一体的な教育・保育)
教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼稚園教育要領 保育所保育指針
1日の教育・保育時間	4時間 (9:00～14:00)	8時間～11時間 (7:30～18:30)	4時間～11時間
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	両方あるのが望ましい
1職員あたりの幼児数	1学級35人以下	0才児3人、1・2才児6人、3才児20人、4・5才児30人	認定こども園の型により異なる
特長	施設での教育と家庭での子育てのバランスがよい	保護者の就労等、長時間の保育を必要とする場合にその子どもの生活リズムに沿った保育が受けられる	保護者の就労の有無に関わらず、同じ施設に子どもを預けることが出来る(保育所型での幼稚園教育や幼稚園型での長時間保育等)

認定こども園では、3才児以上は保護者の就労にかかわらず、同じ施設で預かることが出来るため、仕事の都合で預けなおす必要がなく、引続き同じ施設で教育・保育を受けることが出来ます。

3. 八幡浜市における未就学児の推移 (R3. 4. 1 現在)

(人)

	H23. 4. 1		R3. 4. 1		増減	
未就学児 (0~5歳)	1,434		1,021		-413	-29%
保育所利用	636	44%	623	61%	-13	-2%
幼稚園利用	243	17%	153	15%	-90	-37%
在宅保育等	555	39%	245	24%	-310	-56%

10年前の未就学児の人数と現在の人数を比較しています。保育所利用の割合が増えていることや在宅保育が減っていることから、保育所利用の増加と低年齢化が進んでいることがわかります。

4. 八幡浜市における公立・私立幼稚園児の推移 (R3. 4. 1 現在)

区分	幼稚園名	現状						
		定員 (人)	園児数 (人)					
			H23 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度
公立	松蔭幼稚園	70	38	H26. 3閉園 (園児19人) 神山幼稚園に統合				
	神山幼稚園	70	27	37	31	27	14	12
	保内幼稚園	70	63	35	29	23	22	19
私立	八幡浜幼稚園	60	36	47	45	45	55	56
	聖母幼稚園	60	48	54	43	38	46	45
	日土幼稚園	25	31	21	25	26	27	21
合計		355	243	194	173	159	164	153

10年前の園児数と直近5年間の園児数の推移です。公立幼稚園利用者が年々減少しています。

5. 幼児保育の無償化に伴う公立幼稚園児の減少について

- (1) 幼児教育保育の無償化 (R元年10月から)
- (2) 私立幼稚園の園舎改築 (R元年: 八幡浜幼稚園 R2年: 聖母幼稚園)
- (3) 私立幼稚園の3歳児からの受入

R3年度園児数内訳		定員	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)	定員充足率
公立	神山幼稚園	70		8	4	12	17%
	保内幼稚園	70		7	12	19	27%
私立	八幡浜幼稚園	60	13	22	21	56	93%
	聖母幼稚園	60	15	23	7	45	75%
	日土幼稚園	25	8	4	9	21	84%
合計		285	36	64	53	153	54%

(1)~(3)の要因により、公立幼稚園の定員に対する園児数の割合が低くなっています。

6. 神山幼稚園児の減少について（各年度 4.1 現在）

	4 歳児	5 歳児	計(人)
R 元年度	9	18	27
R 2 年度	3	11	14
R 3 年度	8	4	12
(R3. 9. 1)	6	5	11

- (1) 幼稚園設置基準に基づく 1 学級の園児数 35 人以下 1 教諭
(参考：H23 年度保育所あり方検討委員会近隣保育所統廃合目安 園児数 10 人)
- (2) R 2 年度における来年度園児募集時の在園児見込 3 人
来年度園児の募集案内に「申込状況によって令和 2 年度末に閉園する可能性がある」旨を記載する。
保護者説明会の開催
- (3) R 2 年度における来年度園児の申込が 8 人であったことから令和 2 年度末の閉園を見送る。
- (4) R 3. 4. 1 における来年度園児の申込見込は最大 4 人
(未就園児 15 人の内 保内在住 8 人 きょうだい私立幼稚園通園等 3 人)
- (5) 小学校就学前における集団活動や異年齢交流を通しての教育が困難

令和元年～2 年度にかけて園児数が激減し、来年度の見込みが最大 4 人という状況を踏まえ、子どもの健全育成において好ましい教育環境ではないことから、今年度末閉園の方針を立てました。

7. 校区別でみた公立幼稚園児等の状況（R3. 4. 1 現在）

神山幼	白浜	松蔭	江戸岡	神山	千丈	真穴	川上	双岩	日土	喜須来	宮内	川之石	合計
4 歳(人数)		1	1	5	1								8
5 歳(人数)			1	2			1						4
		1	2	7	1		1						12
保内幼	白浜	松蔭	江戸岡	神山	千丈	真穴	川上	双岩	日土	喜須来	宮内	川之石	合計
4 歳(人数)										1	5	1	7
5 歳(人数)										8	3	1	12
										9	8	2	19
神山保	白浜	松蔭	江戸岡	神山	千丈	真穴	川上	双岩	日土	喜須来	宮内	川之石	合計
0 歳(人数)				3									3
1 歳(人数)		1	1	7									9
2 歳(人数)				9				1		1			11
3 歳(人数)		1	3	18									22
4 歳(人数)				12				1					13
5 歳(人数)			1	17									18
	0	2	5	66	0	0	0	2	0	1	0	0	76

神山幼稚園の園児の状況をみると、神山校区が多いため、閉園後の受け皿として、同じ地区の神山保育所を、幼稚園機能を持つ認定こども園に移行する方針としました。

8. 第2期 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度) 令和2年3月策定 (一部抜粋)

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画の基本理念や施策の体系等

第3章 子ども・子育てをとりまく現状と課題

第4章 量の見込みと提供体制

第5章 施策の展開

1. 基本施策と取組事業

2. 八幡浜市として本計画において重点的に取り組んでいく事業

八幡浜市として、すべての子どもおよび子育て家庭を支援していくなかで、本計画において下記の事業に重点的に取り組んでいきます。

●保育サービスの充実

ライフスタイルの多様化、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育のニーズも変化しています。保育サービスの充実に向けて、教育・保育を一体的に行う「認定こども園」について、必要性を検討します。

また、近年、保育所において食物アレルギーを持つ子どもが増えています。アレルギーの子どもが安心して保育所に通うことができるよう、アレルギー除去食の実施園を増やすことを検討していきます。

事業名・担当課

認定こども園・子育て支援課

事業の概要および今後の方針

就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」のあり方について検討していきます。

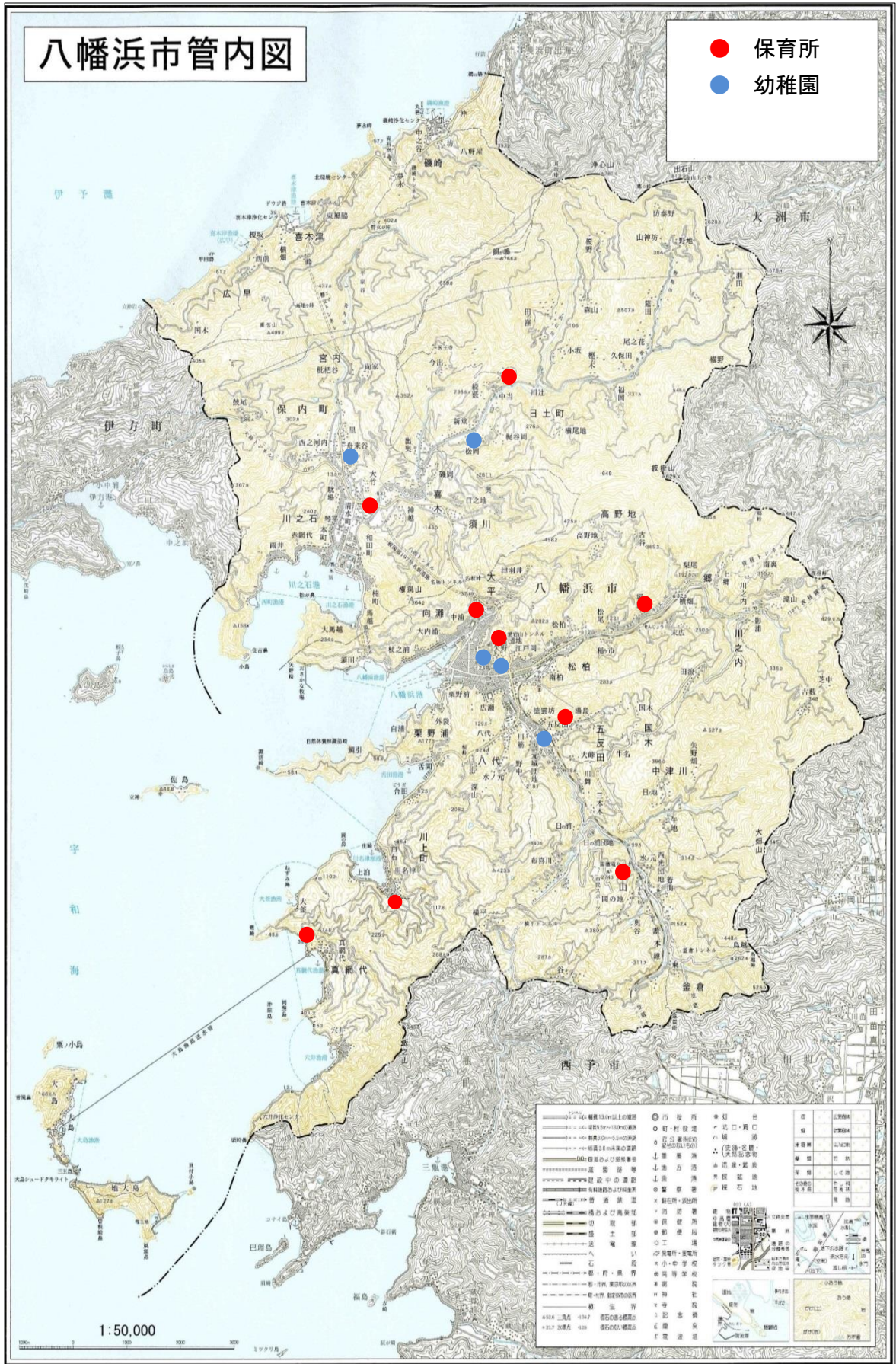
加えて、検討する中で、幼稚園・保育所の垣根を越えていろいろな情報を共有し、市全体の幼児教育・保育の底上げを図ります。

第6章 計画の推進に向けて

資料編

八幡浜市の子ども子育て支援事業計画で、重点的に取り組んでいく事業として「保育サービスの充実」を掲げていることを踏まえ、「認定こども園への移行」及び「公立幼稚園の3歳からの受け入れ拡充」を方針として決定しました。

9. 保育所・幼稚園位置図



10. 八幡浜市立保育所の現況と統廃合計画

区分	【H23年度】 保育所名	入所数 (人)	区分	【～R2年度】 保育所名	入所数 (人)	区分	【R3年度】 保育所名	入所数 (人)	具体的計画・課題等	
		H23年度 (H23.4.1)			R2年度 (最大数)			R3年度 (最大数)		
1	白浜保育所	133	1	白浜保育所	H28公設民営	144	1	白浜保育所	145	保育所のあり方を検討する上で、整備計画当初から基本としている保育所。現況での運営とする。
2	松蔭保育所	40	2	松蔭保育所	H29未廃止		2	愛宕保育所	50	いずれの施設も老朽化が著しい。児童センターの併設を含めて統合し、中心市街地の適切な場所に新設することを検討する。ただし、今後、中心市街地での統合に目途が立たない場合は、個別に、適地での新設や既存施設における耐震診断等の必要性を検討する。 神山保育所は、神山幼稚園の閉園と同時に幼稚園機能を加えた認定こども園に移行する。
	愛宕保育所	19		愛宕保育所		45		千丈保育所	40	
	千丈保育所	67		千丈保育所		54		神山保育所	83	
	計	126		神山保育所		78		計	173	
	計			計		177				
3	宮内保育所	99	3	宮内保育所			3	保内保育所	208	保内地区の3保育所を統合し、児童センターを併設した保内保育所をH31年度に新設した。現況での運営とする。
	川之石保育所	52		喜須来保育所						
	計	151		川之石保育所						
					H31統合 保内保育所 (名称変更)	195				
				計		195				
4	日土保育所	16	4	日土保育所	H25統合 日土保育所	22	4	日土保育所	18	通所距離を考慮すると、周辺地区の保育所は必要である。児童数の減少に伴い、将来的には保内保育所との統合も視野に入れておく。
	日土東保育所	7		日土東保育所						
	喜須来保育所	49		計		22				
	計	72								
5	真網代保育所	18	5	真網代保育所	H25統合 真穴保育所 (名称変更)	35	5	真穴保育所	35	通所距離を考慮すると、周辺地区の保育所は必要である。また、市の基幹産業である柑橘栽培の主産地における後継者の子育て支援策としての側面もある。
	穴井保育所	9		穴井保育所		23		川上保育所	22	
	川上保育所	24		川上保育所				計	57	
	舌田保育所	H23休止		舌田保育所	H25廃止					
	計	51		計		58				
6	神山保育所	77	6	双岩保育所		21	6	双岩保育所	22	通所距離を考慮すると、周辺地区の保育所は必要である。児童数の減少に伴い、将来的には近隣保育所との統合も視野に入れておく。
	双岩保育所	26								
	計	103								
	合計	636		合計		617		合計	623	

施設の老朽化が著しい保育所等については、今後、保育所・幼稚園・児童センターに関する総合的な再編計画を作成したうえで、整備を進めていく予定です。

1.1. 認定こども園の種類

神山保育所は、保育所型認定こども園へと移行します。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかで も可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかで も可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかで も可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

